

青森県報

号外第百六号

平成三十年
十月三十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 休猟区の指定……………(自然保護課) ……一
- 特定猟具使用禁止区域の指定……………(同) ……二〇

告 示

青森県告示第七百四十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名 称 湯の沢休猟区
- 二 区 域

青森市浪岡大字本郷地内に所在する東北自動車道と市道本郷・細野線との交点を起点とし、同点から同市道を東に進み市道目倉石線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道目倉石一号線との交点に至り、同点を南東に進み林道鬼沢線との交点に至り、同林道を東に進み作業道との交点に至り、同作業道を南東に進み峰との交点に至り、同峰を南に進み青森市と黒石市の行政界との交点に至り、同点から同行政界を北西に進み東北自動車道との交点に至り、同点から同自

動車道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図一のとおり)

3 存続期間

平成三十年十一月一日から
平成三十三年十月三十一日まで

2 区 域

- 二 1 名 称 増川岳休猟区

東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川地内増川山国有林青森森林管理署八四九林班から八七四林班までの区域一円。(図面は別図二のとおり)

3 存続期間

平成三十年十一月一日から
平成三十三年十月三十一日まで

2 区 域

- 三 1 名 称 太鼓山休猟区

弘前市大字沢田地内国有林津軽森林管理署三九三林班から三九七林班、三九九林班、四〇〇林班、四〇四林班から四〇七林班までの区域一円。(図面は別図三のとおり)

3 存続期間

平成三十年十一月一日から
平成三十三年十月三十一日まで

2 区 域

- 四 1 名 称 大川原休猟区

黒石市大字大川原地内国有林津軽森林管理署一〇〇八林班、一〇〇九林班、一〇一七林班から一〇二一林班までの区域一円。(図面は別図四のとおり)

3 存続期間

平成三十年十一月一日から
平成三十三年十月三十一日まで

2 区 域

- 五 1 名 称 中市休猟区

三戸郡五戸町大字倉石中市字浦田地内国道四五四号と町道浦田横倉線との交点を起点とし、同点から同町道を北西に進み十和田市と五戸町の行政界との交点に至り、同点から同行政界を北東に進み町道中市松屋敷線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道石沢一ノ坪線との交点に至り、同点から同町道を東に進

み町道倉石北線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道駒袋線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道石沢一ノ坪線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道犬橋五戸線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み国道四五四号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図五のとおり)

3 存続期間

平成三十年十一月一日から

平成三十三年十月三十一日まで

六1 名称 今泉休獵区

2 区域

五所川原市太田地内市道相内太田境線と市道第二太田開拓道線との交点を起点とし、同点から市道第二太田開拓道線を北東に進み国有林津軽森林管理署金木支署五〇二林班と五〇三林班の林班界との交点に至り、同点から五〇三林班、五〇四林班、五〇五林班、五〇六林班の林班界を北東に進み五所川原市と今別町の行政界との交点に至り、同点から同行政界を南東に進み五所川原市と外ヶ浜町の行政界との交点に至り、同点から同行政界を南西に進み中泊町と外ヶ浜町の行政界との交点に至り、同点から同行政界を南東に進み主要地方道鱒ヶ沢蟹田線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み国道三三九号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道相内太田境線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図六のとおり)

3 存続期間

平成三十年十一月一日から

平成三十三年十月三十一日まで

七1 名称 追立山休獵区

2 区域

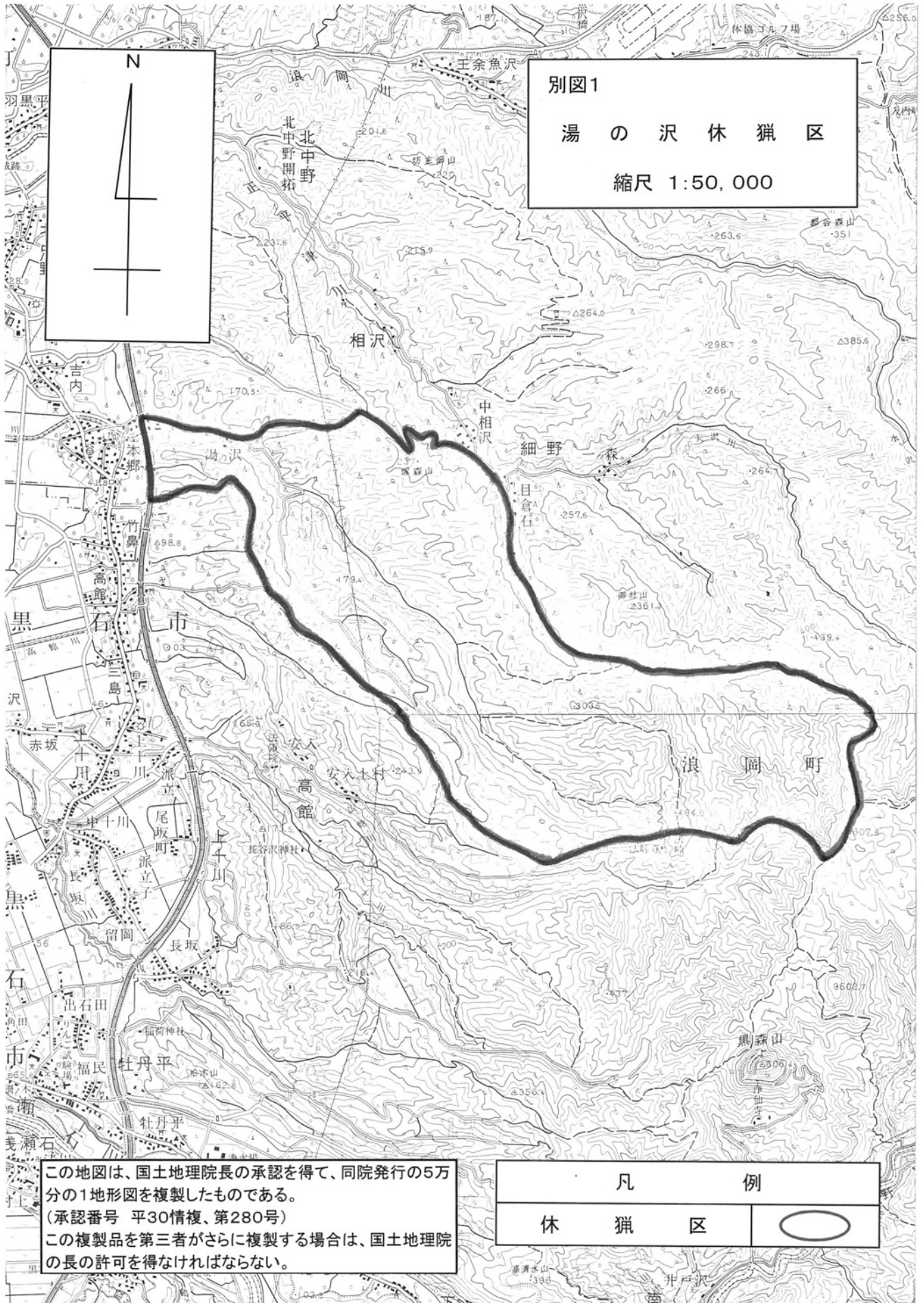
西津軽郡深浦町大字関地内国道一〇一号と町道関一七号線との交点を起点とし、同点から同町道を南西に進み国有林津軽森林管理署二〇〇三林班の林班界との交点に至り、同点から二〇〇三林班及び二〇〇四林班の林班界を南西に進み三〇〇二林班の林班界との交点に至り、同点から三〇〇二林班及び三〇〇三林班の林班界を北西に進み国有林と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み大船沢林道との交点に至り、同点から同林道を北西に進み町道晴山六号線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み国道一〇一号との交点に至り、

同点から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図七のとおり)

3 存続期間

平成三十年十一月一日から

平成三十三年十月三十一日まで



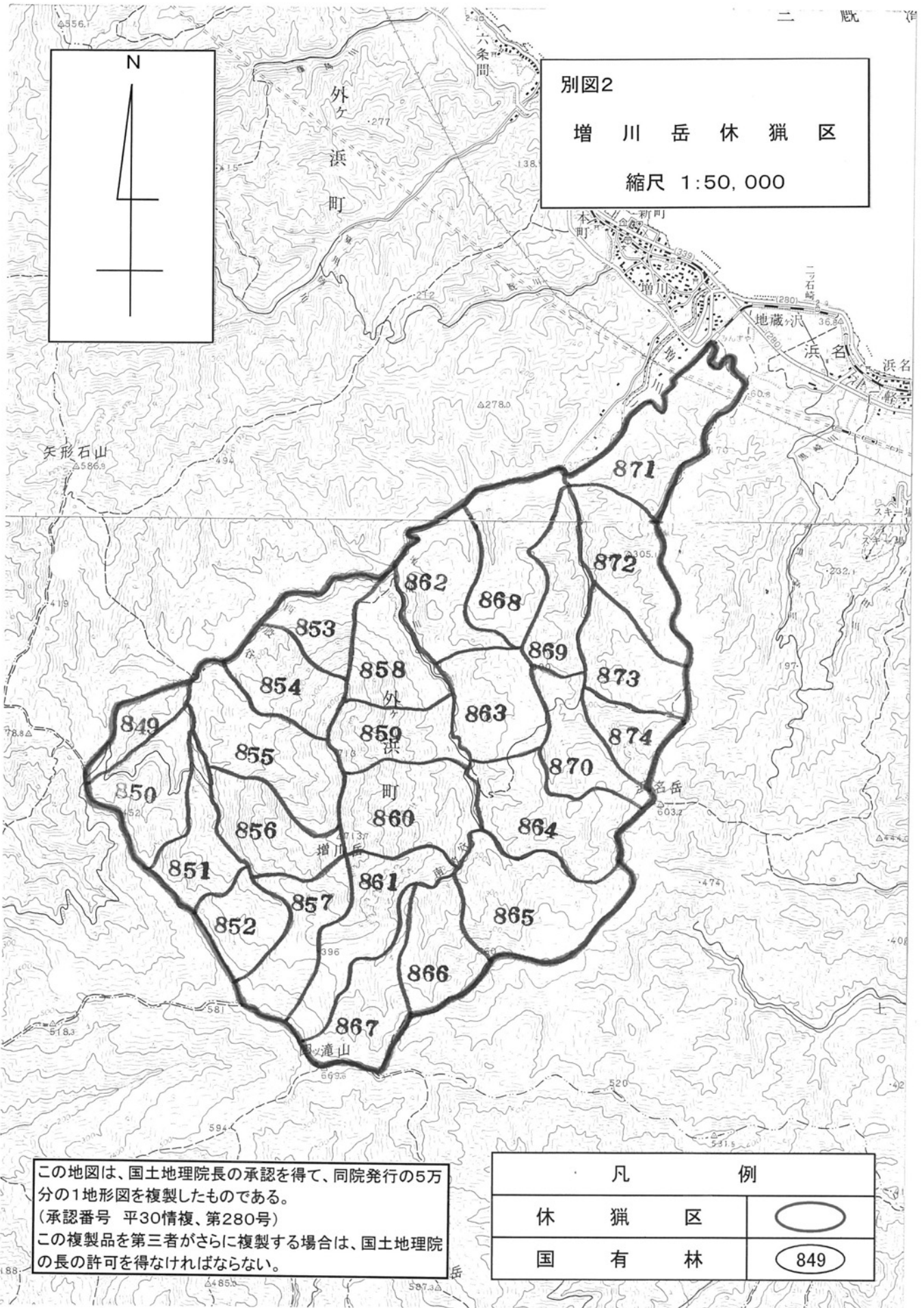
別図1

湯 の 沢 休 獵 区

縮尺 1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平30情複、第280号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

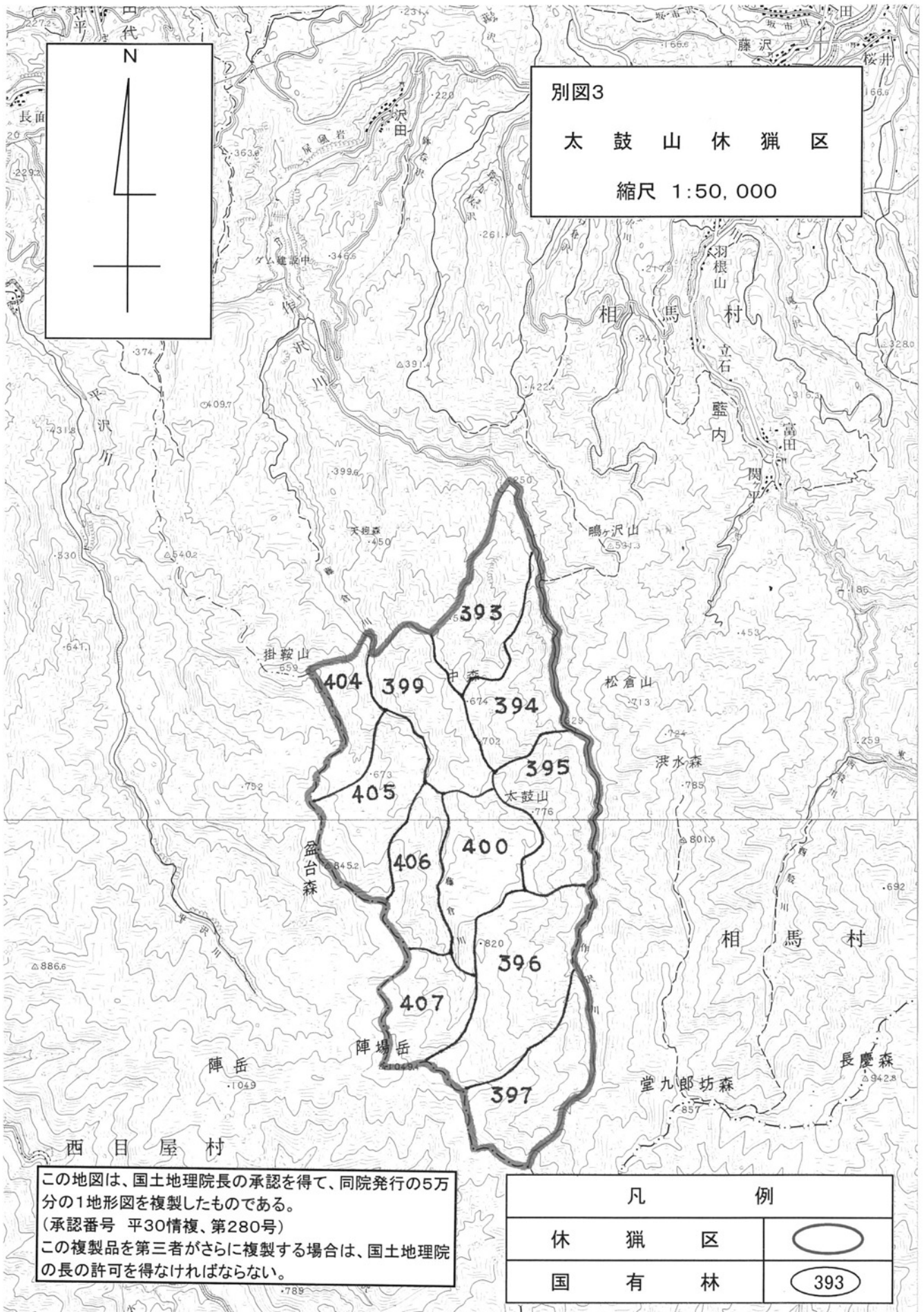
凡	例
休 獵 区	



別図2
 増川岳休猟区
 縮尺 1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平30情複、第280号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院長の許可を得なければならない。

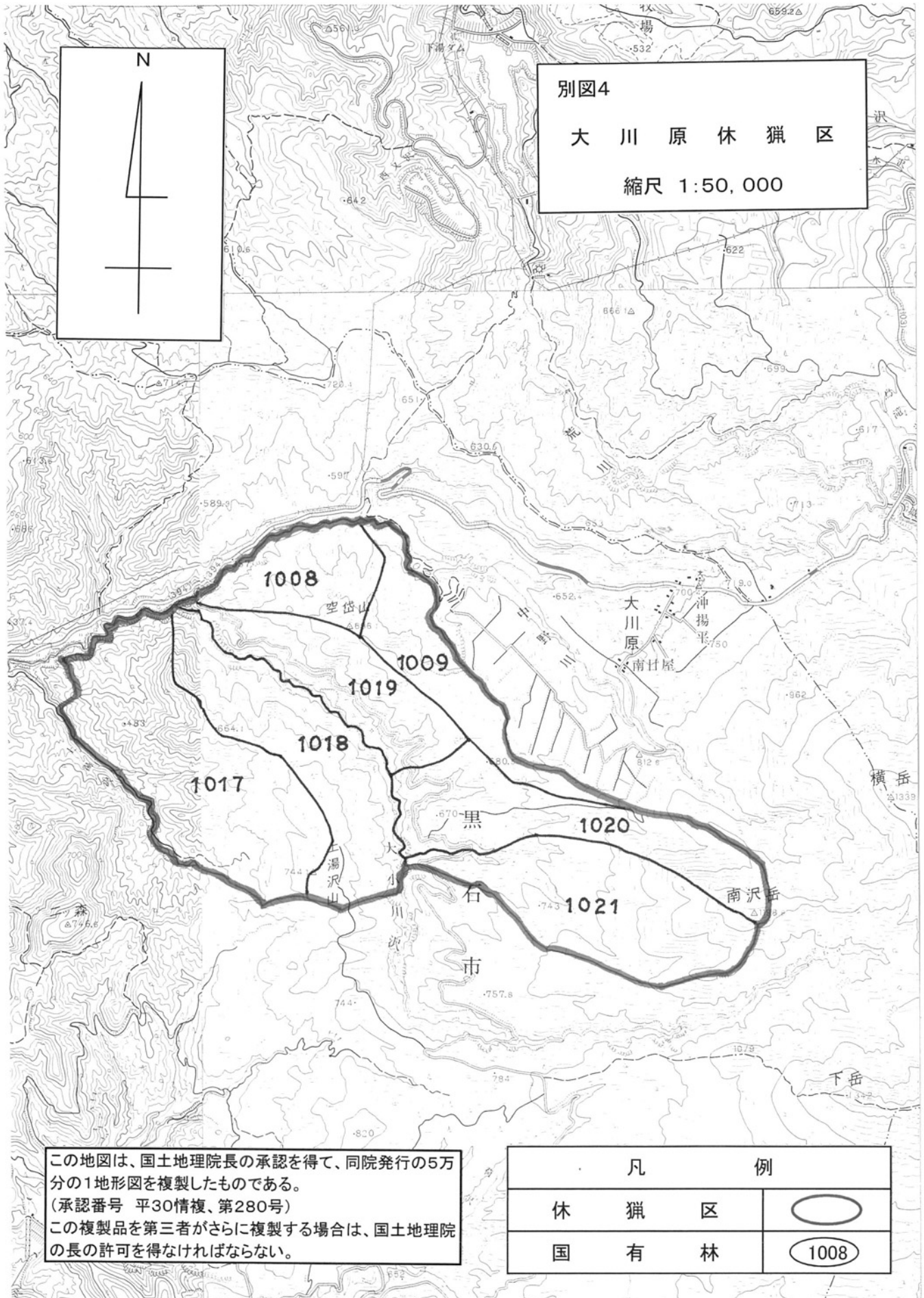
凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	



別図3
太 鼓 山 休 猟 区
縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平30情複、第280号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

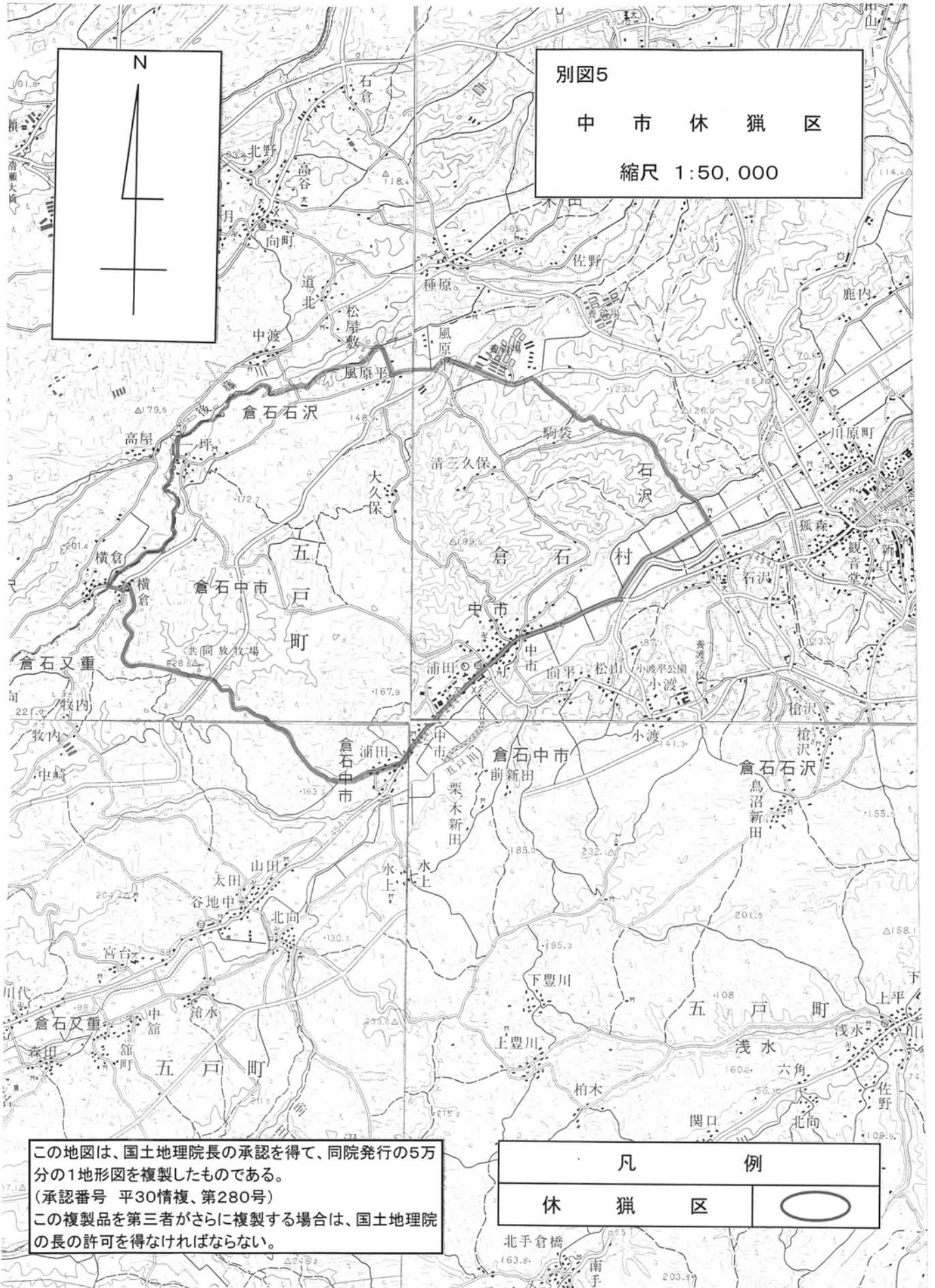
凡	例
休 猟 区	
国 有 林	



別図4
大川原休猟区
縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平30情複、第280号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

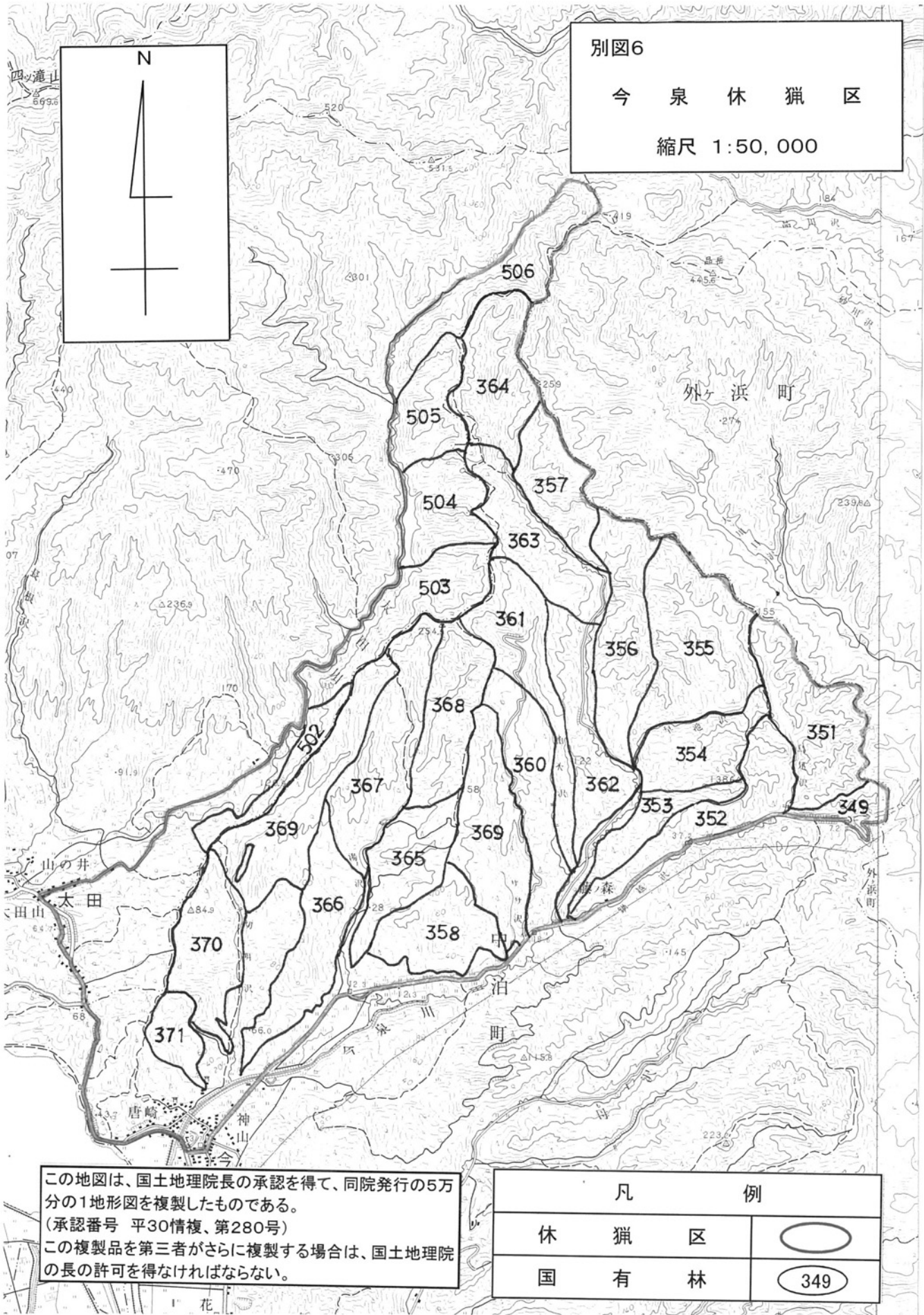
凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	



別図5
 中市休獵区
 縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平30情複、第280号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡	例
休 獵 区	



別図6
今泉休猟区
縮尺 1:50,000

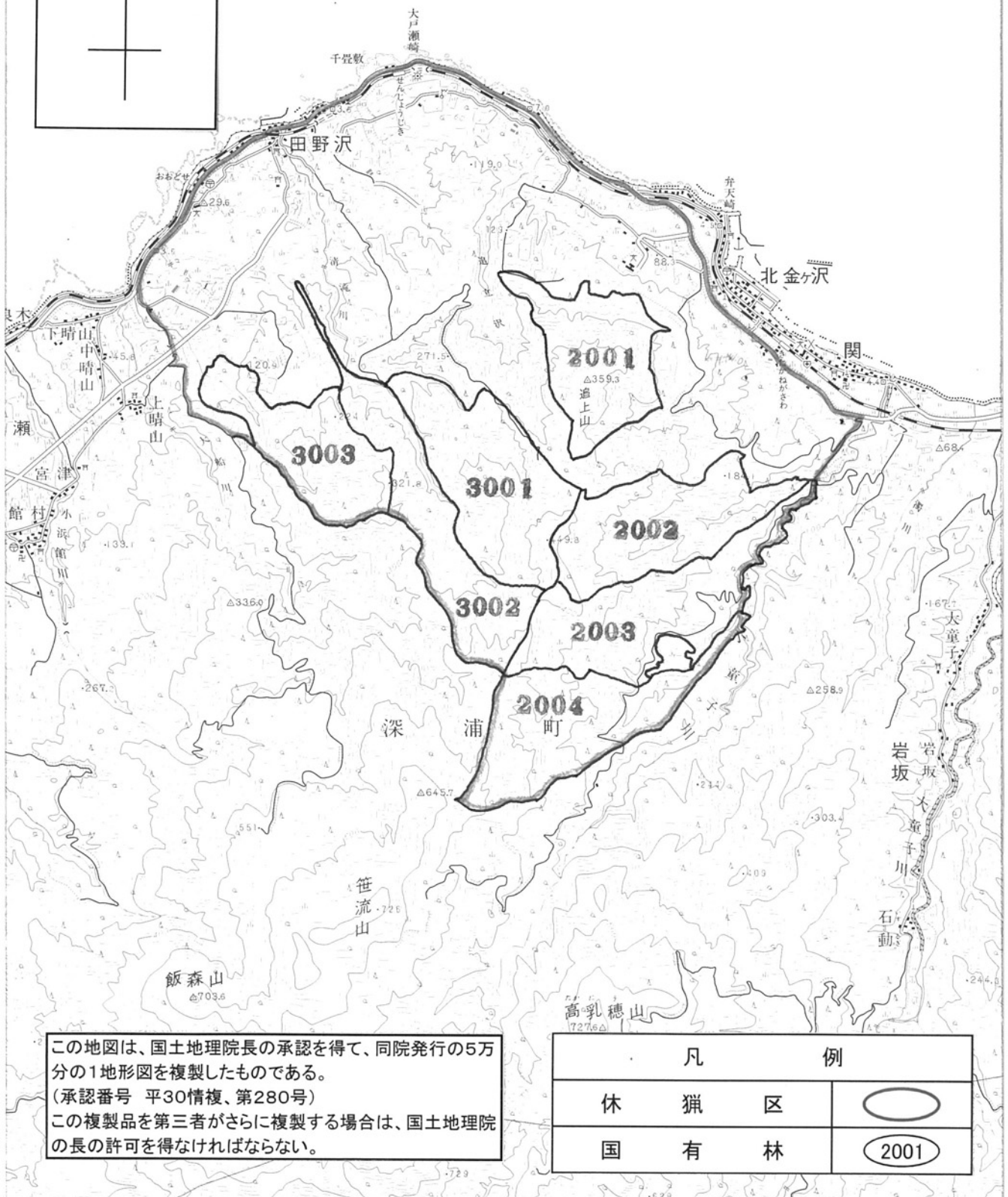
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平30情複、第280号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	

別図7

追立山休猟区

縮尺 1:50,000



青森県告示第七百四十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するの
で、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により公
示する。

平成三十年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名 称 八戸南部特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

八戸市大字櫛引字下河原地内国道一〇四号の櫛引橋と馬淵川左岸の交点を起点
とし、同川左岸を北に進み国道一〇四号との交点に至り、同点から同国道を南東
に進み県道妙売市線との交点に至り、同点から同県道を東に進み国道三四〇号と
の交点に至り、同点から同国道を北東に進み主要地方道八戸大野線との交点に至
り、同点から同主要地方道を南東に進み県道島守八戸線との交点に至り、同点か
ら同県道を南に進み市道是川団地一号線との交点に至り、同点から同市道を東に
進み市道風張十日市線との交点に至り、同点から同市道を東に進み県道差波新井
田線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み県道島守八戸線との交点に至
り、同点から同県道を西に進み市道番屋線との交点に至り、同点から同市道を西
に進み国道三四〇号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道坊坂雲畑
線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道石田線との交点に至り、同
点から同市道を北西に進み市道笹子天狗沢線との交点に至り、同点から同市道を
北西に進み広域農道八戸線との交点に至り、同点から同広域農道を西に進み市道
八幡南郷線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道櫛引田面木線との
交点に至り、同点から同市道を南西に進み県道櫛引上名久井三戸線との交点に至
り、同点から同県道を西に進み国道一〇四号との交点に至り、同点から同国道を
西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図一のとおり）

3 存続期間

平成三十年十一月一日から

平成四十年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

二 名 称 広戸特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

西津軽郡深浦町大字広戸地内国道一〇一号と町道広戸八号線との交点を起点と
し、同点から同町道を南東に進み農道山崎母沢線との交点に至り、同点から同農
道を南東に進み民有地と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に
進み農道東野二号線との交点に至り、同点から同農道を北西に進み町道東野一号
線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み国道一〇一号との交点に至り、
同点から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図二
のとおり）

3 存続期間

平成三十年十一月一日から

平成四十年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

三 名 称 千刈田特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

十和田市大字洞内字千刈田地内市道大深内中学校大沢田線と県道立崎洞内線と
の交点を起点とし、同点から同県道を南西に進み市道柁沢茅久保線との交点に至
り、同点から同市道を北西に進み砂土路川との交点に至り、同点から同川右岸を
北東に進み市道大深内中学校大沢田線との交点に至り、同点から同市道を南東に
進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図三のとおり）

3 存続期間

平成三十年十一月一日から

平成四十年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

四 名 称 薬師町特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

三沢市薬師町地内三沢市とおいらせ町の行政界と県道八戸野辺地線との交点を
起点とし、同点から同県道を北西に進み市道五九号線との交点に至り、同点から

同市道を北東に進み三沢市とおいらせ町の行政界との交点に至り、同点から同行
政界を南に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図四のとおり)

3 存続期間

平成三十年十一月一日から

平成四十年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

五1 名称 高瀬川特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

上北郡六ヶ所村大字平沼地内通称市柳沼排水路と高瀬川左岸との交点を起点と
し、同点から同川左岸を北東に進み旧高瀬川との交点に至り、同点から旧高瀬川
を北に進み高瀬川との交点に至り、同点から同川左岸を東に進み海岸線との交点
に至り、同点から同海岸線を南に進み高瀬川右岸との交点に至り、同点から同川
右岸を西に進み起点から方位百八十度の見通し線との交点に至り、同点から同見
通し線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図五のとおり)

3 存続期間

平成三十年十一月一日から

平成四十年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

六1 名称 田面木沼特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

上北郡六ヶ所村大字平沼地内田面木沼の最高満水時公有水面の全区域一円。
(図面は別図六のとおり)

3 存続期間

平成三十年十一月一日から

平成四十年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

七1 名称 黒岩特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

下北郡大間町奥戸地内奥戸川左岸河口と最大高潮時海岸線との交点を起点と

し、同点から同川左岸を東に進み小川代川との交点に至り、同点から同川左岸を
南に進み農道奥戸団地線及び町道奥戸小川代線の終点に至り、同点から同農道を
西に進み国道三三八号との交点に至り、同点から同国道を南に進み町道奥戸新釜
一号線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み農道新釜三号線との交点に
至り、同点から同農道を南に進み赤石川との交点に至り、同点から同川を南に進
み大間国有林下北森林管理署二〇二九林班の林班界との交点に至り、同点から同
国有林と民有林の境界を南に進み大間町と佐井村の行政界との交点に至り、同点
から同行政界を西に進み最大高潮時海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を
北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図七のとおり)

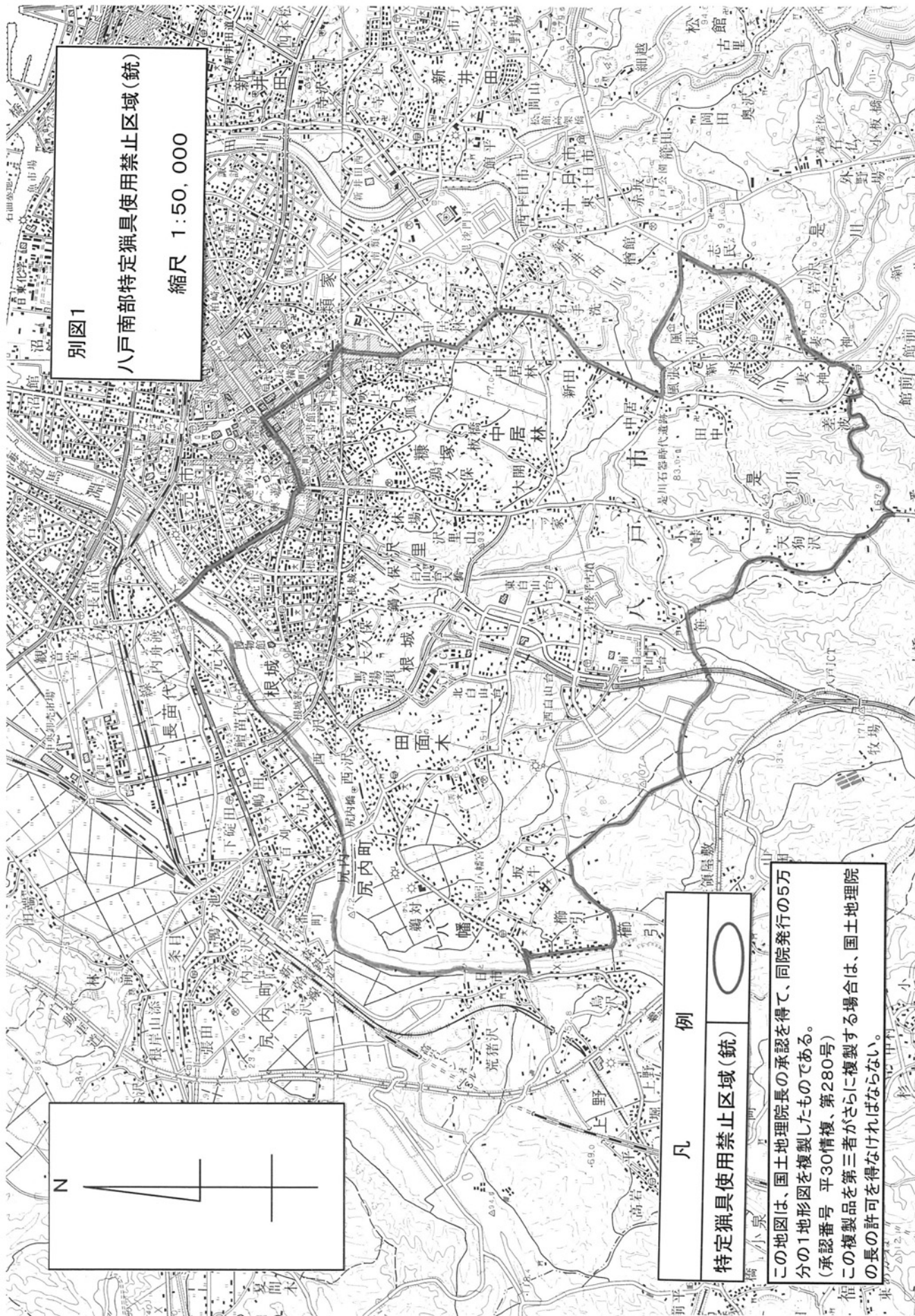
3 存続期間

平成三十年十一月一日から

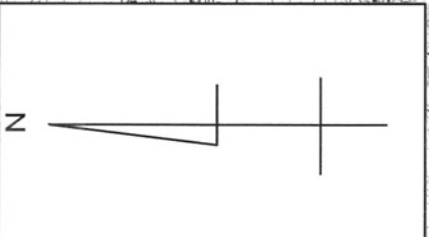
平成四十年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

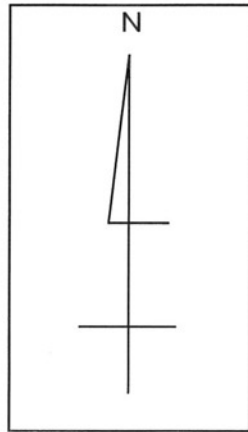


別図1
八戸南部特定猟具使用禁止区域(銃)
縮尺 1:50,000



凡 例
特定猟具使用禁止区域(銃)

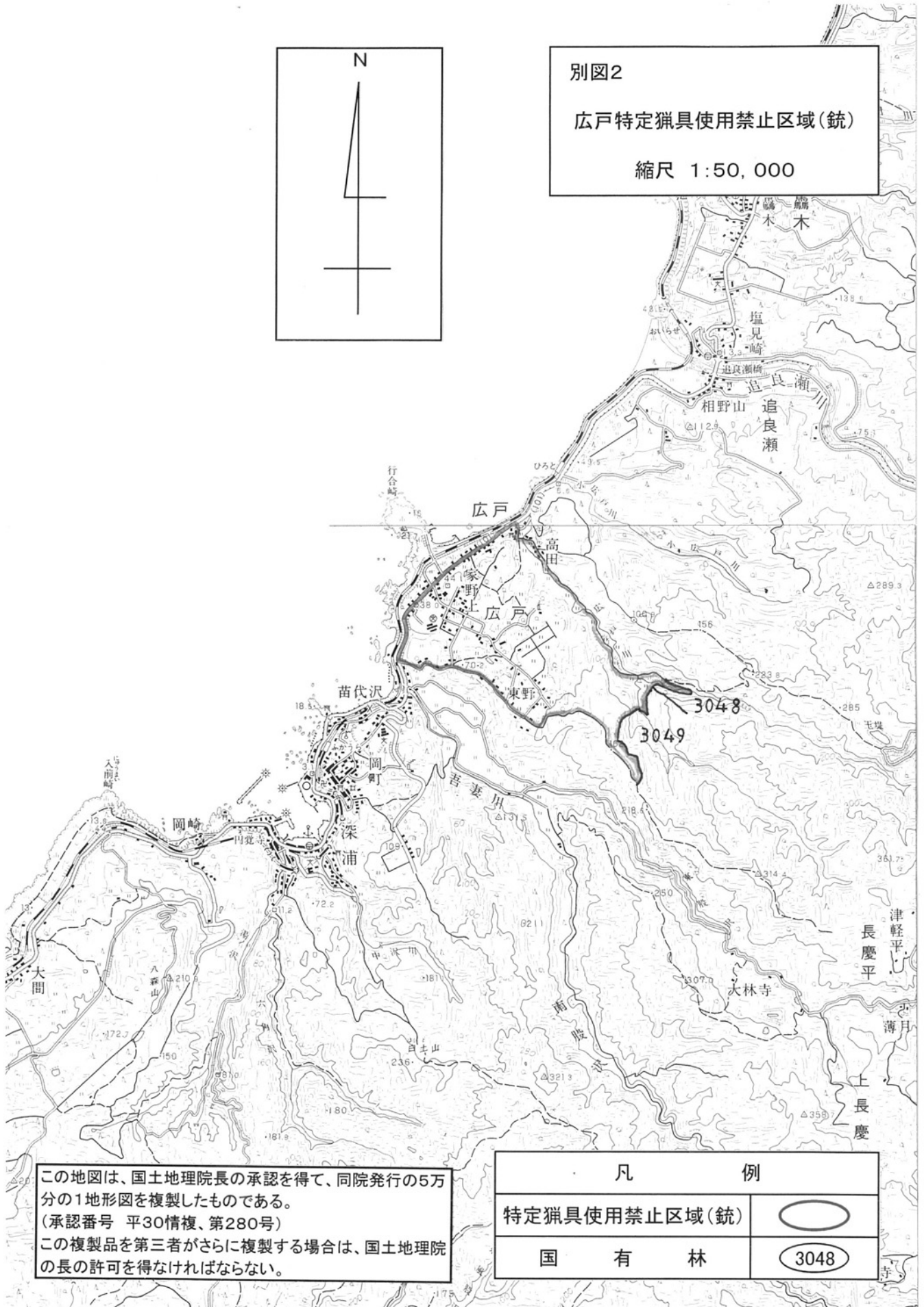
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平30情複、第280号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院長の許可を得なければならない。



別図2

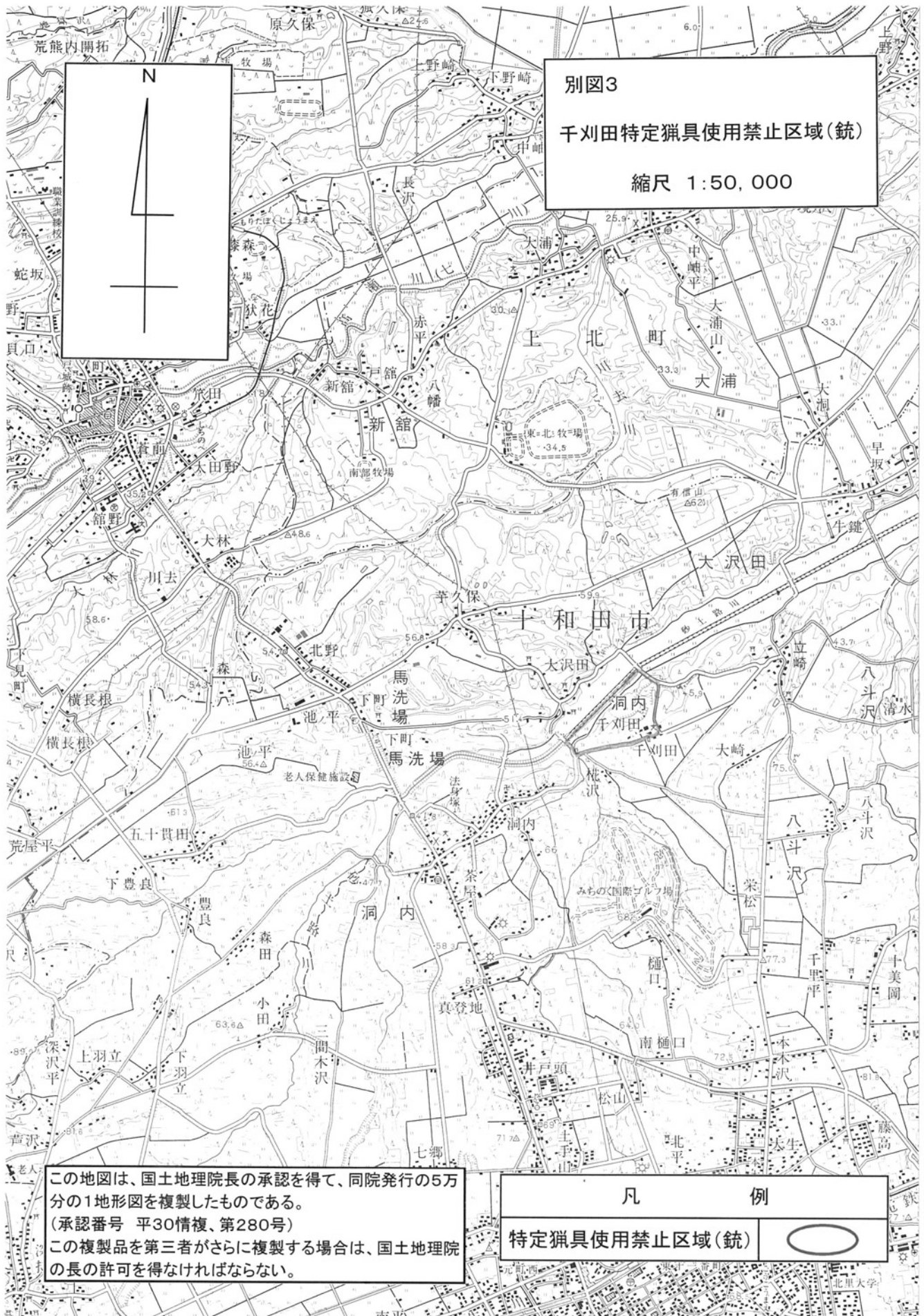
広戸特定猟具使用禁止区域(銃)

縮尺 1:50,000

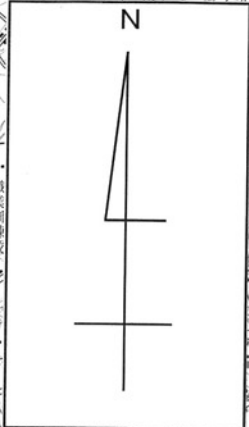


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平30情複、第280号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡 例	
特定猟具使用禁止区域(銃)	
国 有 林	

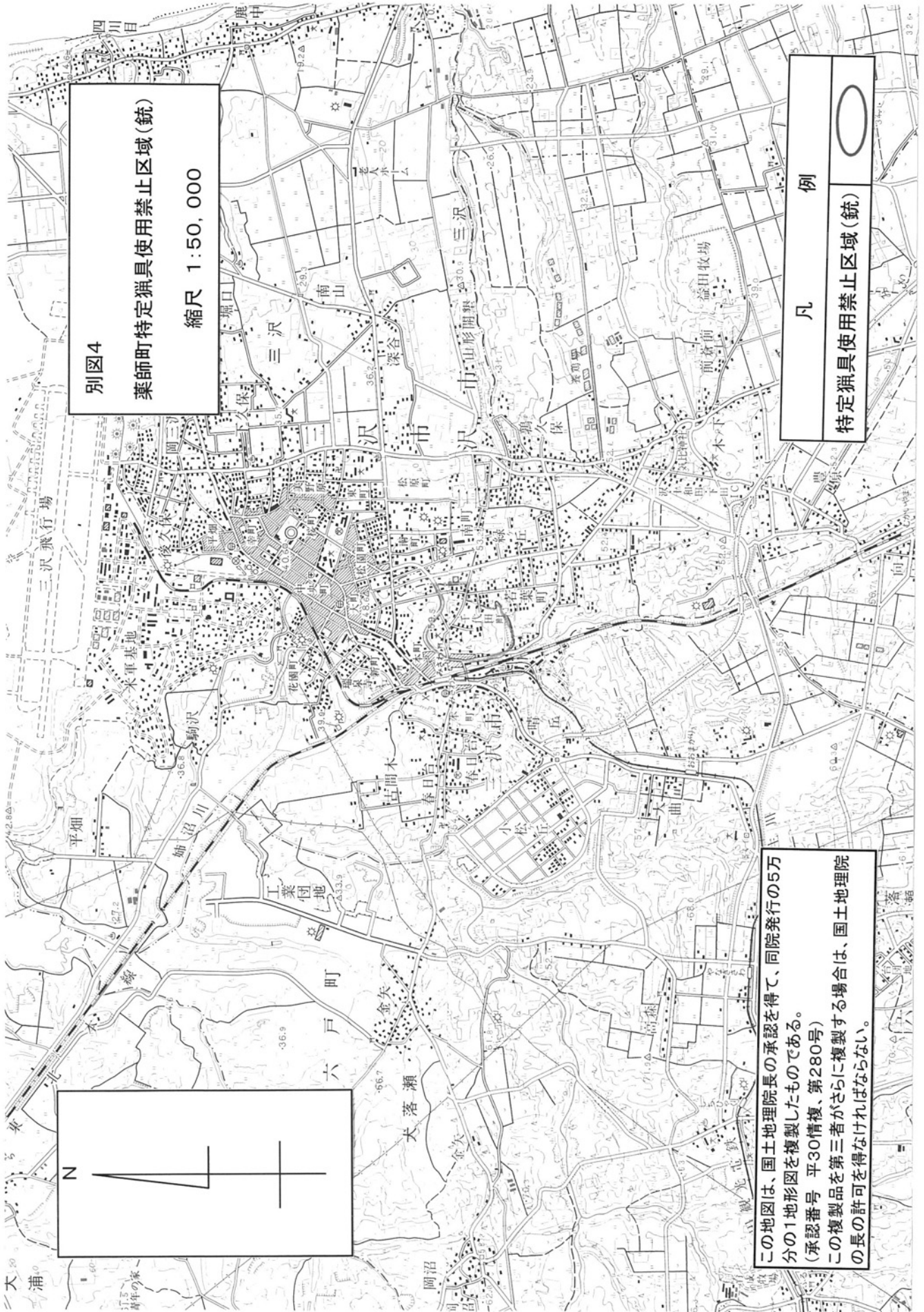


別図3
千刈田特定猟具使用禁止区域(銃)
縮尺 1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平30情複、第280号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

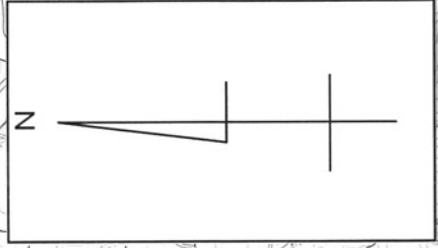
凡	例
特定猟具使用禁止区域(銃)	

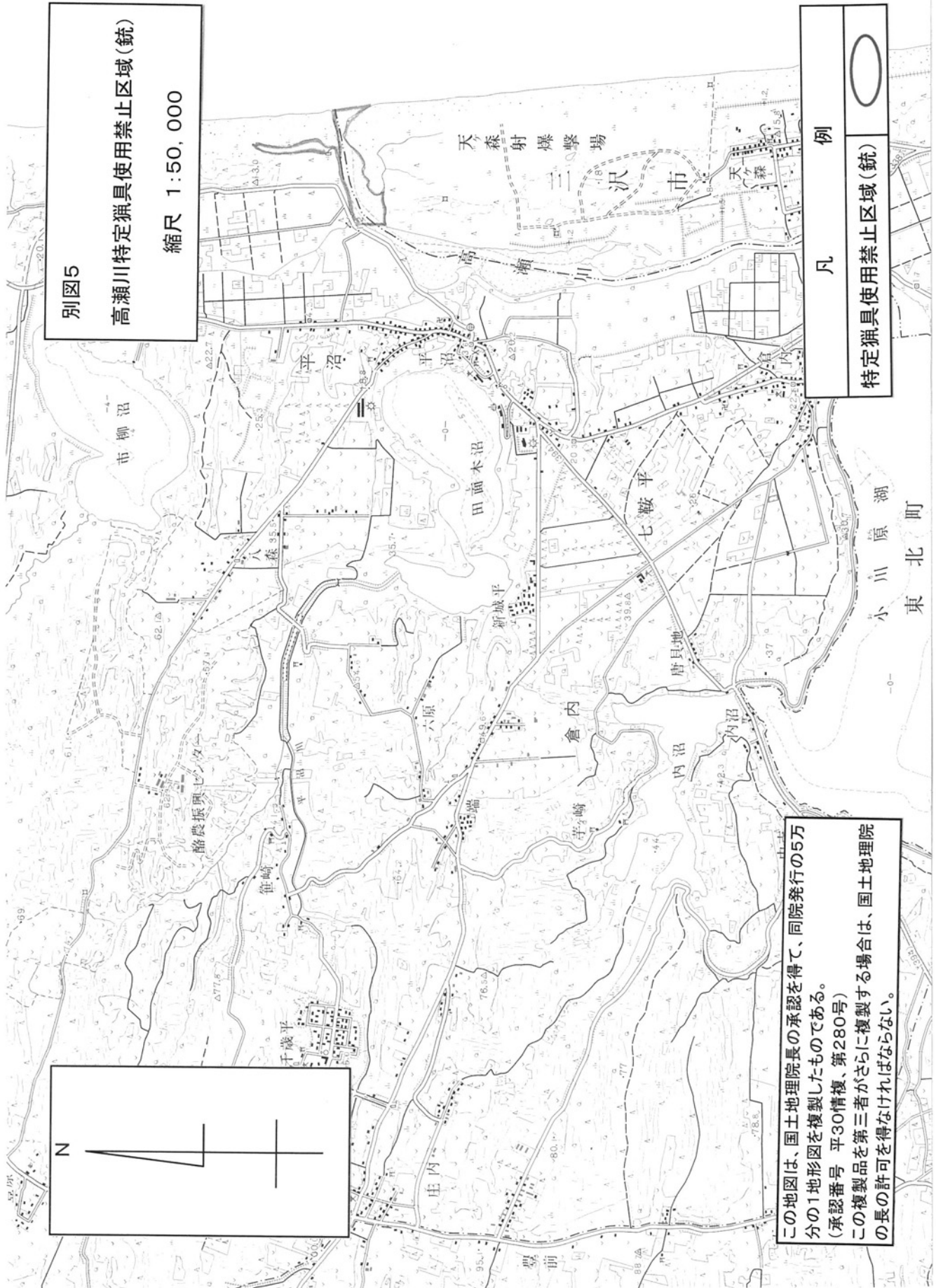


別図4
葉師町特定猟具使用禁止区域(銃)
縮尺 1:50,000

凡 例
○
特定猟具使用禁止区域(銃)

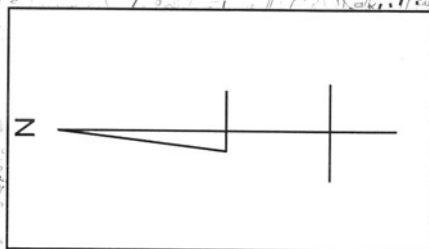
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平30情複、第280号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院長の許可を得なければならない。



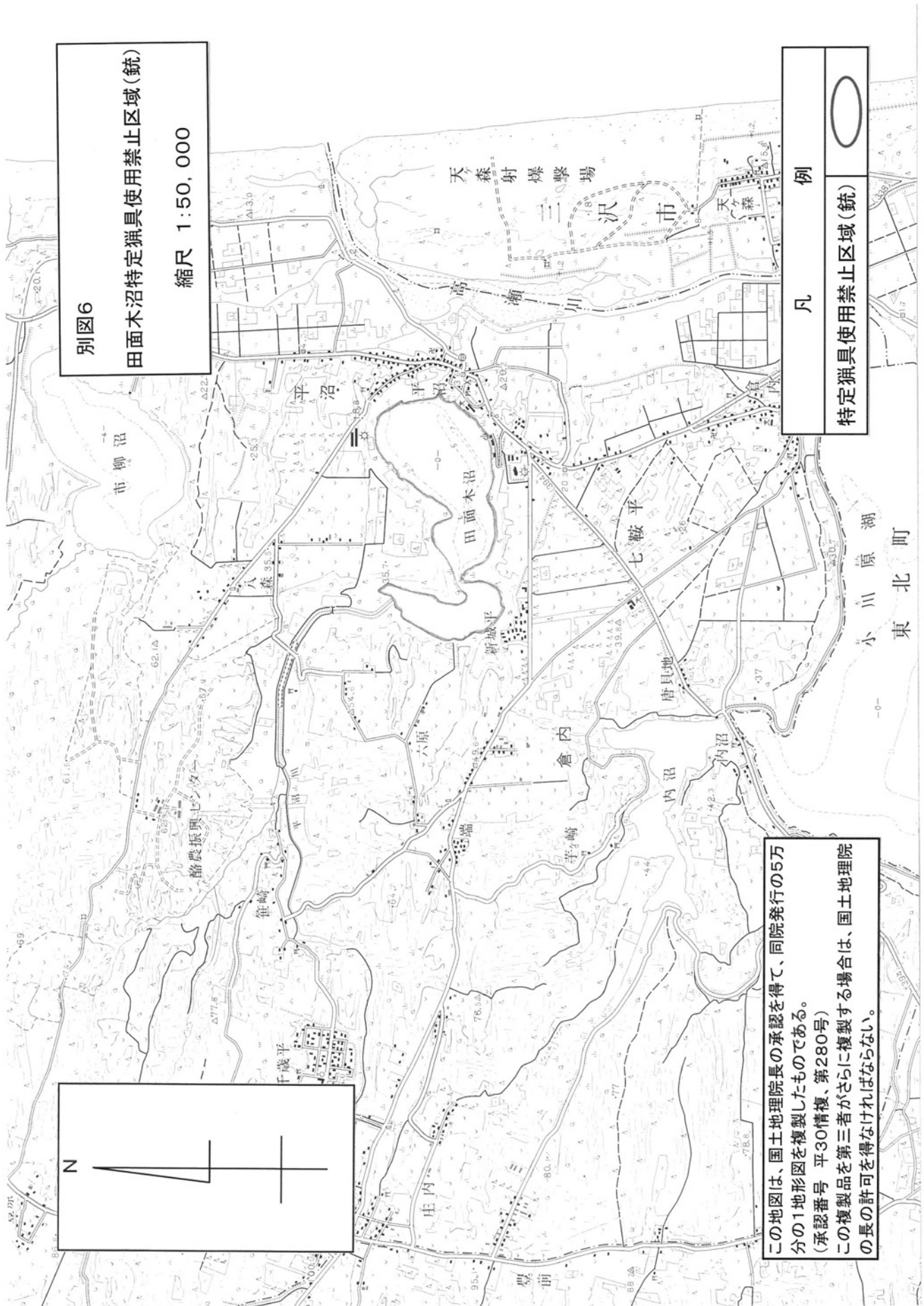


別図5
高瀬川特定猟具使用禁止区域(銃)
縮尺 1:50,000

凡 例
○
特定猟具使用禁止区域(銃)



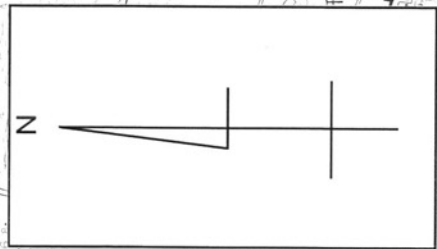
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平30情複、第280号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院長の許可を得なければならない。

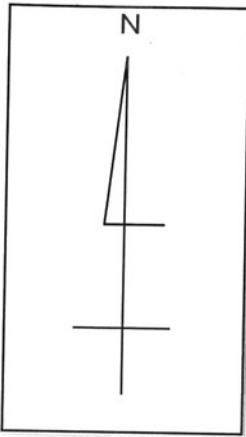


別図6
田面木沼特定猟具使用禁止区域(銃)
縮尺 1:50,000

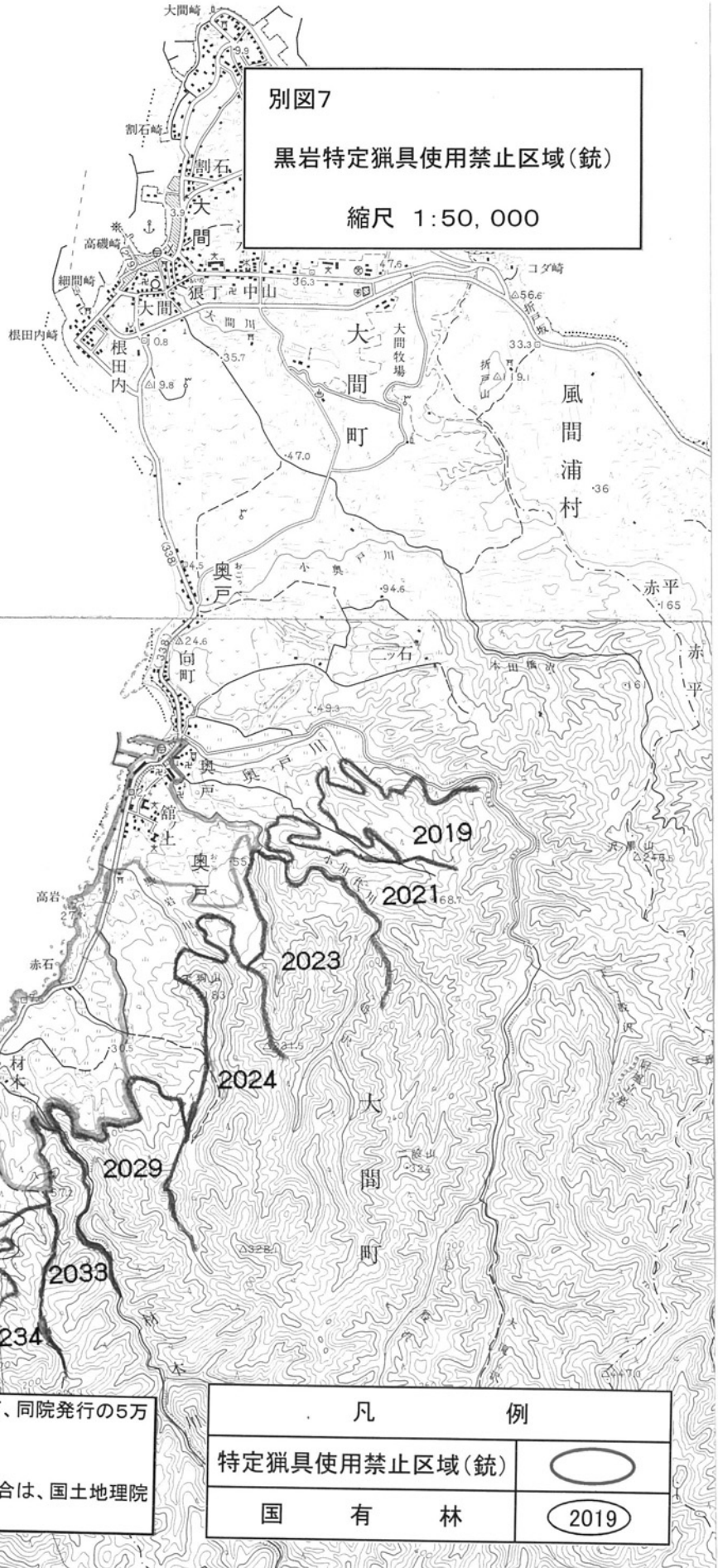
凡 例
特定猟具使用禁止区域(銃)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万
分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平30情複、第280号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院
の長の許可を得なければならない。





別図7
 黒岩特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000



(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青森県

(印刷所・販売人)
 青森市第二間屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円四十四銭

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平30情複、第280号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡 例	
特定猟具使用禁止区域(銃)	
国 有 林	